

令和4年度第1回木曾医療圏 地域医療構想調整会議	資料 3-1
令和4年8月24日	

外来機能報告について

本議題の目的

- ・令和4年4月1日付で医療法が一部改正され、今年度から外来機能報告制度が始まりました。医療資源を重点的に活用する外来の実施状況や紹介率・逆紹介率、人員の配置状況等が報告事項です。
- ・この報告結果を基に、地域の外来医療提供体制の現状をデータにより明らかにし、外来医療の機能分化・連携強化に向けた議論を進めていきます。最初の議題として、次回の地域医療構想調整会議にて、地域の紹介患者への外来を基本とする医療機関（紹介受診重点医療機関）について協議をお願いする予定です。
- ・本日は、改めて制度やスケジュール、協議の進め方について共有し、疑問点等を洗い出すことを目的としています。

1. 外来医療の課題

- 患者の医療機関の選択に当たり、外来機能の情報が十分得られず、また、患者にいわゆる大病院志向がある中、一部の医療機関に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じている。
- 人口減少や高齢化、外来医療の高度化等が進む中、かかりつけ医機能の強化とともに、外来機能の明確化・連携を進めていく必要。

2. 改革の方向性

- 地域の医療機関の外来機能の明確化・連携に向けて、データに基づく議論を地域で進めるため、
 - ① 医療機関が都道府県に外来医療の実施状況を報告する。
 - ② ①の外来機能報告を踏まえ、「地域の協議の場」において、外来機能の明確化・連携に向けて必要な協議を行う。
 → ①・②において、協議促進や患者の分かりやすさの観点から、「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に担う医療機関（紹介患者への外来を基本とする医療機関）を明確化
 - ・ 医療機関が外来機能報告の中で報告し、国の示す基準を参考にして、地域の協議の場で確認することにより決定

➡ 患者の流れがより円滑になることで、病院の外来患者の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減、医師働き方改革に寄与



＜「医療資源を重点的に活用する外来」のイメージ＞

- 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来（悪性腫瘍手術の前後の外来 など）
- 高額等の医療機器・設備を必要とする外来（外来化学療法、外来放射線治療 など）
- 特定の領域に特化した機能を有する外来（紹介患者に対する外来 など）

紹介受診重点医療機関について

○ 外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目して、以下のとおり紹介患者への外来を基本とする医療機関(紹介受診重点医療機関)を明確化する。

- ① 外来機能報告制度を創設し、医療機関が都道府県に対して外来医療の実施状況や紹介受診重点医療機関となる意向の有無等を報告し、
- ② 「地域の協議の場」において、報告を踏まえ、協議を行い、協議が整った医療機関を都道府県が公表する。

※ 紹介受診重点医療機関(一般病床200床以上の病院に限る。)は、紹介状がない患者等の外来受診時の定額負担の対象となる。

【外来機能報告】

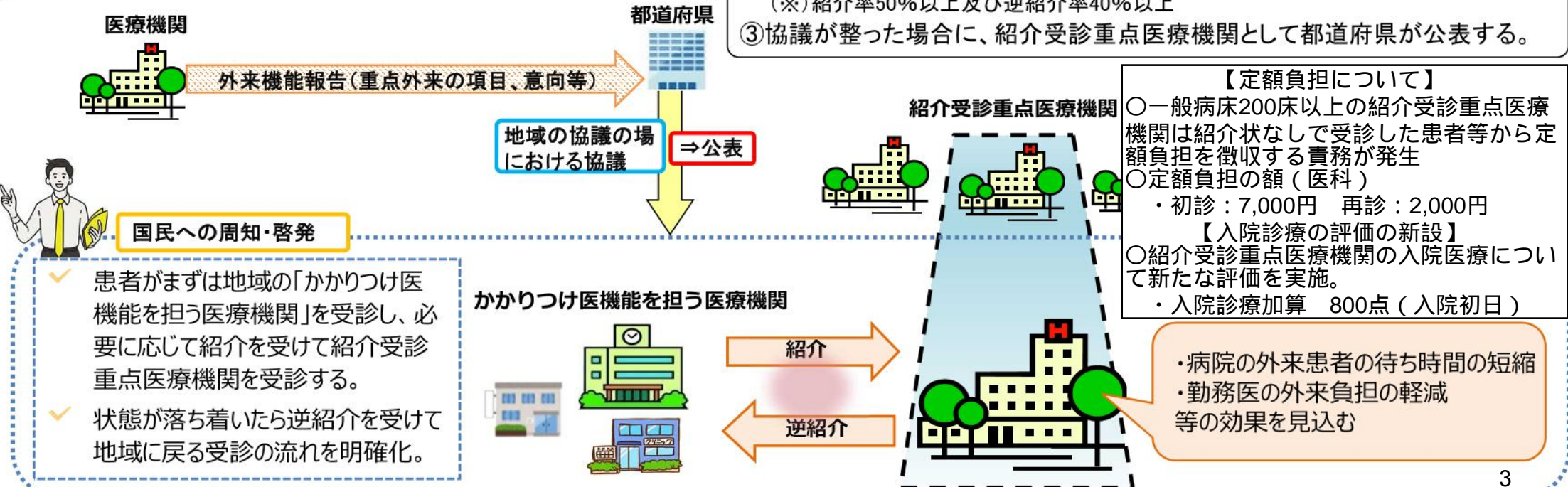
- 「医療資源を重点的に活用する外来(重点外来)」等の実施状況
 - ・ 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来
 - ・ 高額等の医療機器・設備を必要とする外来
 - ・ 特定の領域に特化した機能を有する外来
- 紹介・逆紹介の状況
- 紹介受診重点医療機関となる意向の有無
- その他、地域の協議の場における外来機能の明確化・連携の推進のための必要な事項

【地域の協議の場】

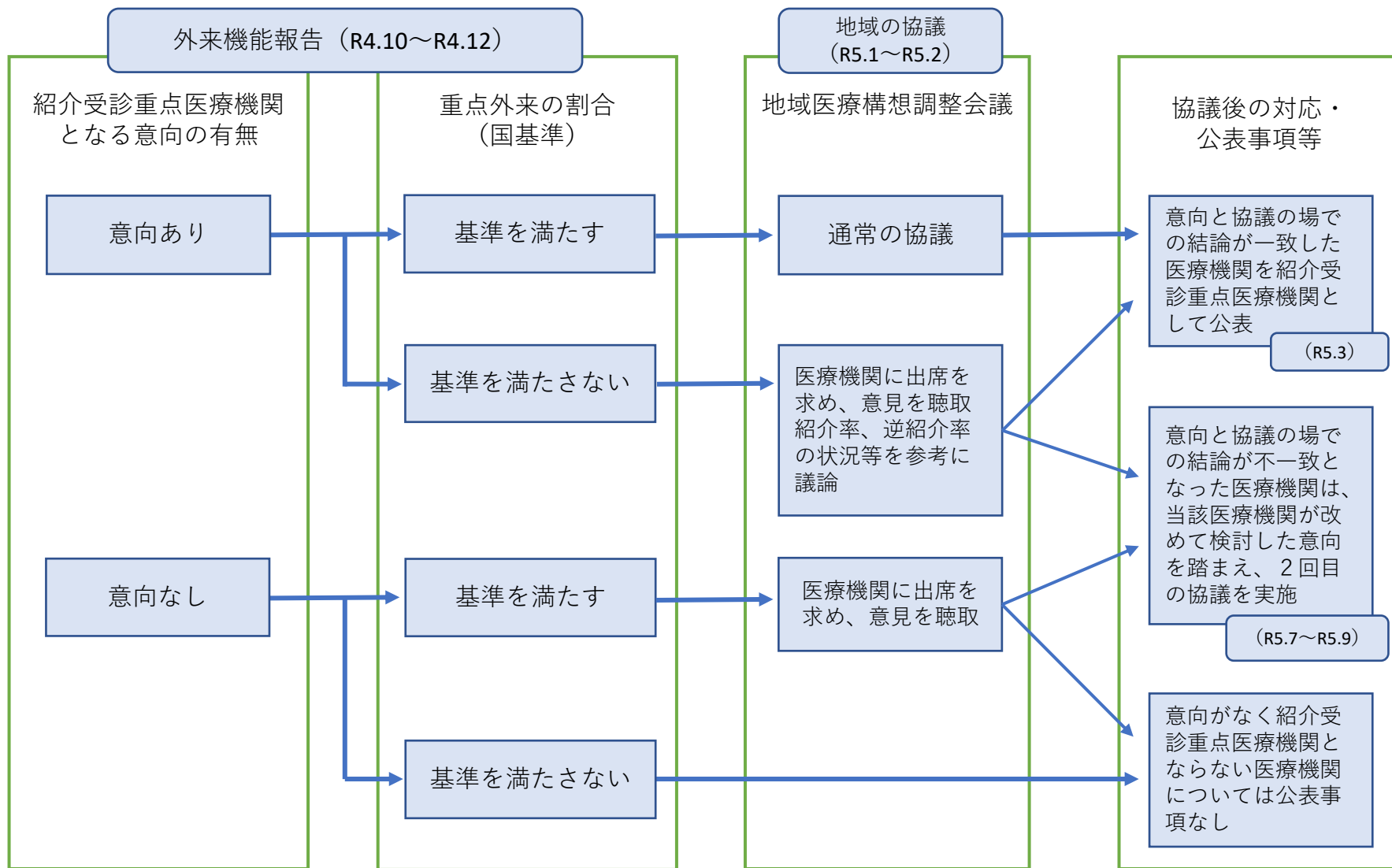
- ① 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準(※)を満たした医療機関については、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を確認し、紹介率・逆紹介率等も参考しつつ協議を行う。
 - (※) 初診に占める重点外来の割合40%以上 かつ
再診に占める重点外来の割合25%以上
- ② 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準を満たさない医療機関であって、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を有する医療機関については、紹介率・逆紹介率等(※)を活用して協議を行う。
 - (※) 紹介率50%以上及び逆紹介率40%以上
- ③ 協議が整った場合に、紹介受診重点医療機関として都道府県が公表する。

【定額負担について】

- 一般病床200床以上の紹介受診重点医療機関は紹介状なしで受診した患者等から定額負担を徴収する責務が発生
- 定額負担の額(医科)
 - ・ 初診：7,000円 再診：2,000円
- 【入院診療の評価の新設】
- 紹介受診重点医療機関の入院医療について新たな評価を実施。
 - ・ 入院診療加算 800点(入院初日)



令和4年度紹介受診重点医療機関に係る議論の進め方について



※医療資源を重点的に活用する外来（重点外来）の基準

- | | | |
|--------------------------|-------------------|--|
| (1)医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来 | 例) 悪性腫瘍手術の前後の外来 | } 初診の外来件数の40%以上
かつ
再診の外来件数の25%以上 |
| (2)高額等の医療機器・設備を必要とする外来 | 例) 外来化学療法、外来放射線治療 | |
| (3)特定の領域に特化した機能を有する外来 | 例) 紹介患者に対する外来 | |